

以災証明申請書受付・発行件数(応急対策班【被災者再建担当】)

7月31日 20時現在

月日	曜日	申請書受付件数																	合計	証明書発行件数	
		種別	本庁	吉浦	警固屋	阿賀	広	仁方	宮原	天志	昭和	郷原	下蒲刈	川尻	音戸	倉橋	蒲刈	安浦			豊浜
7月11日(水) ~24日(火) までの累計	証明	308	62	38	131	178	31	18	356	166	26	11	127	109	103	26	707	13	12	2,422	940
	届出	84	15	6	11	66	7	4	152	30	9	3	33	36	35	0	403	3	1	898	828
	計	392	77	44	142	244	38	22	508	196	35	14	160	145	138	26	1,110	16	13	3,320	1,768
7月25日	証明	15	1	1	0	12	0	0	10	7	1	1	2	7	12	1	32	1	0	103	181
	届出	12	1	0	0	6	1	0	9	2	0	0	2	2	0	0	17	0	0	52	70
	計	27	2	1	0	18	1	0	19	9	1	1	4	9	12	1	49	1	0	155	251
7月26日	証明	21	2	0	5	6	3	0	12	6	0	1	4	10	8	0	25	2	0	105	164
	届出	6	4	0	0	2	1	1	8	3	0	0	0	0	3	0	21	0	0	49	52
	計	27	6	0	5	8	4	1	20	9	0	1	4	10	11	0	46	2	0	154	216
7月27日	証明	19	2	0	1	7	1	0	0	4	0	2	6	15	6	1	28	3	0	95	148
	届出	9	4	0	0	2	0	0	13	0	0	0	4	3	1	0	17	0	0	53	49
	計	28	6	0	1	9	1	0	13	4	0	2	10	18	7	1	45	3	0	148	197
7月28日	証明	5	1	1	8	15	2	0	20	3	0	0	4	12	6	1	19	0	0	97	140
	届出	1	3	0	1	2	0	0	11	3	0	1	1	0	1	1	13	0	0	38	53
	計	6	4	1	9	17	2	0	31	6	0	1	5	12	7	2	32	0	0	135	193
7月29日	証明	2	1	0	0	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	156
	届出	0	2	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	4	0	0	9	38
	計	2	3	0	0	0	0	0	10	2	0	0	0	0	0	0	4	0	0	21	194
7月30日	証明	18	3	0	0	3	1	0	2	6	2	1	3	4	0	0	18	4	0	65	156
	届出	8	0	0	2	1	1	0	0	5	0	1	0	3	0	0	12	0	0	33	9
	計	26	3	0	2	4	2	0	2	11	2	2	3	7	0	0	30	4	0	98	165
7月31日	証明	17	1	2	5	9	0	0	0	5	2	2	2	2	6	1	0	0	0	54	202
	届出	5	1	2	0	2	0	0	9	5	1	0	2	2	14	0	11	0	0	54	33
	計	22	2	4	5	11	0	0	9	10	3	2	4	4	20	1	11	0	0	108	235
総計	証明	405	73	42	150	230	38	18	409	197	31	18	148	159	141	30	829	23	12	2,953	2,087
	届出	125	30	8	14	81	10	5	203	50	10	5	42	46	54	1	498	3	1	1,186	1,132
	計	530	103	50	164	311	48	23	612	247	41	23	190	205	195	31	1,327	26	13	4,139	3,219

(※)証明:「以災証明書」の交付申請 7月11日受付開始, 7月17日発行開始
届出:「以災届出証明書」の交付申請 7月14日受付開始, 7月17日発行開始

被災証明書申請現地調査について

1 現地調査完了件数(7月31日 18時現在)

被災状況	本庁	吉浦	警固屋	阿賀	広	仁方	宮原	天志	昭和	郷原	下蒲刈	川尻	音戸	倉橋	蒲刈	安浦	豊浜	豊	合計
全壊	13	15	3	16	5	1	4	66	5		2	9	9	18	5	42	5	1	219
大規模半壊	2	4	0	3	8			37	2				1	3	2	27			89
半壊	18	15	4	15	22	5	4	145	25	1		16	35	16	1	311	2	1	636
一部損壊	75	23	10	50	83	4	11	114	60	4	3	64	67	32	10	302	3	5	920
床上浸水																			
床上浸水	6	11	6	52	99	4	3	70	36	2	4	34	20	29	3	115	2	4	500
その他				2		1			1					5					9
小計	114	68	23	138	217	15	22	432	129	7	9	123	132	103	21	797	12	11	2,373
崩壊	23	1	9	12	4	3	4	1	13	3		7	9	10	2	3	2		106
陥没	1	1		1	1		1		3	1	2		1	2	1	5	1		21
埋没				1		2			3		1	1			1				9
流出	4	1	1	6	1	2	1	1	6	4	4	4	4	9	1	2	2	2	55
その他	7	3	5	9	4	5	1	3	10	3	4	9	14	22	3	30	3		135
小計	35	6	15	29	10	12	7	5	35	11	11	21	28	43	8	40	8	2	326
その他	6	12	13	1			1	5	6	1		3	2	1		7			58
合計	155	86	51	188	227	27	30	442	170	19	20	147	162	147	29	844	20	13	2,757

2 調査体制等

日 時	業 務	班数	人		員		備 考
			市	派遣応援	計		
7月28日(土)	被害調査(現地)	19	30	26	56		○派遣応援(26名)
	被害調査(写真)	1	3		3		多賀城市 2名, 島根県 4名, 山口県 2名, 山口市 2名
	申請書受付・整理	1	5		5		山陽小野田市 2名, 琴浦町 2名, 舞鶴市 2名
	情報入力	1	5		5		静岡市 2名, 富士市 2名, 伊豆市 1名, 伊東市 1名
	調査準備	1	10		10		牧之原市 1名, 清水町 1名, 函南町 1名, 小山町 1名
8月 1日(水)	証明書作成・交付	1	4		4		
	合計	24	57	26	83		

全壊家屋及び宅地内の土砂混じりがれき等の撤去の受付開始について

全壊した家屋及び宅地内の土砂混じりがれきの撤去に係る電話での受付窓口を8月2日（木）から開設します。

○申込・お問い合わせ

家屋・がれき撤去班（本庁舎7階） 25-5715

受付時間 8：30～17：15（土・日・祝日を含む。）

全壊家屋及び土砂混じりがれき撤去事業の概要

豪雨に伴う土石流や河川の氾濫により全壊した家屋及び宅地内に流入した土砂混じりのがれきのうち、次の要件を満たすものは、民有地内であっても、市が撤去します。

・家屋

り災証明で全壊の認定を受けたもの
被災前に住んでいた家屋であること

・土砂混じりがれき

人力等では撤去や運搬が困難なもの
被災前に住んでいた家屋が建っていた土地に堆積しているもの
※土砂混じりがれきとは、土砂、流木、岩石、家財などが混ざり合った状態のものをいいます。

※家の中の土砂混じりがれきについては、家の外に出しておいてください。

○撤去の進め方について

要望を踏まえて、具体的な撤去作業の手順等を検討するため、現地調査を行います。

現地調査の結果、撤去可能な箇所から、順次、作業に着手していきますが、申込みをいただいてから着手までお時間をいただくこととなります。

○業者に費用を払って撤去されている場合

市が撤去を始める前に、全壊した家屋や宅地内に堆積した土砂混じりのがれきをご本人が業者に費用を払って撤去されている場合でも、上記の要件を満たしている場合は、必要と認められる経費について、市が費用を負担する場合があります。

その場合、り災証明書、撤去費用の領収書、経費の内訳が分かるもの（請求内訳書など）、撤去前・撤去後の写真などが必要です。



【宅地崖調査実施状況及び相談件数】

月日	7月10日(火) ～25日(水) までの累計	26日(木)	27日(金)	28日(土)	29日(日)	30日(月)	31日(火)	1日(水)	合計
調査箇所(箇所)	179	1	0	0	0	1	0		181
相談件数(件)	27	3	5	2	1	8	3		49

【民間借り上げ住宅の申込件数】

月日	7月10日(火) ～25日(水) までの累計	26日(木)	27日(金)	28日(土)	29日(日)	30日(月)	31日(火)	1日(水)	合計
申込件数(件)	168	4	7	2	5	6	4		196
県への提出件数(件)	39	16	4	5	2	6	5		77

【公営住宅一時入居 (7/20締切 申込件数：197件)】

月日	7月10日(火) ～25日(水) までの累計	26日(木)	27日(金)	28日(土)	29日(日)	30日(月)	31日(火)	1日(水)	合計
連絡件数(件)			40	34	54	25	23		176
うち公営住宅入居決定件数(件)			17	4	11	6	1		39

【り災証明の建物再調査実施件数】

月日	7月10日(火) ～25日(水) までの累計	26日(木)	27日(金)	28日(土)	29日(日)	30日(月)	31日(火)	1日(水)	合計
調査件数(件)				6	中止	6	15		27

【被災住宅の応急修理の相談及び受付件数】

月日	7月10日(火) ～25日(水) までの累計	26日(木)	27日(金)	28日(土)	29日(日)	30日(月)	31日(火)	1日(水)	合計
相談件数(件)	162	21	14	4	2	16	25		244
受付件数(件)	3	4	3	0	0	1	8		19

【建築相談窓口(1・6階窓口)相談件数】

月日	7月10日(火) ～25日(水) までの累計	26日(木)	27日(金)	28日(土)	29日(日)	30日(月)	31日(火)	1日(水)	合計
相談件数(件)		5	2	0	中止	中止	7		14

【災害時緊急輸送船「キャットクルーズ」乗船数】

※7月30日(月)から運行開始

《安浦→呉(朝便)》

月日	7月10日(火) ～25日(水) までの累計	26日(木)	27日(金)	28日(土)	29日(日)	30日(月)	31日(火)	1日(水)	合計
乗船数(人)						32	52	61	145
うち安浦駅(人)※連絡バス						6	13	15	34
うち安登駅(人)※連絡バス						3	3	6	12
うち川尻棧橋(人)						23	36	40	99

《呉→安浦(夜便)》

月日	7月10日(火) ～25日(水) までの累計	26日(木)	27日(金)	28日(土)	29日(日)	30日(月)	31日(火)	1日(水)	合計
乗船数(人)						23	22		45
うち安浦駅(人)※連絡バス						7	4		11
うち安登駅(人)※連絡バス						2	5		7
うち川尻棧橋(人)						14	13		27

【住宅】

○応急仮設住宅のタイプ等について

(仮称) 天応大浜応急仮設団地

所在地：呉市天応大浜三丁目地内

戸数：40戸

タイプ	1DK	2DK	3K
面積	20㎡程度	30㎡程度	40㎡程度
世帯人員	1～2人	2～4人	4人以上
供給戸数	10戸	21戸	9戸

(仮称) 安登公園応急仮設団地

所在地：呉市安浦町安登西六丁目3番地

戸数：40戸

タイプ	1DK	2DK	3K
面積	20㎡程度	30㎡程度	40㎡程度
世帯人員	1～2人	2～4人	4人以上
供給戸数	10戸	20戸	10戸

路線バス

事業者名	路線名	運行状況
広島電鉄	辰川線	通常運行
	長の木長迫線	通常運行
	三条二河宝町線	通常運行
	吉浦天応線	一部の便を除いて天応福浦・かるが西～呉駅前間を折り返し運行
	呉倉橋島線	通常運行
	阿賀音戸の瀬戸線	通常運行
	宮原線	通常運行
	郷原黒瀬線	呉駅前～上石内間を折り返し運行
	仁方川尻線	通常運行
	広長浜線	全便、呉駅前～東小坪間で運行（新広駅発着便は運休）
	焼山熊野苗代線	通常運行
	広島焼山線	臨時ダイヤで運行（間引き運行及び最終便の繰り上げ）
	呉広島空港線	通常運行 デマンド運行（新広駅経由）は、暫くの間、見合わせ
	クリアライン線	広島バスセンター～宇品IC・高速3号線～国道31号～呉駅前で運行
中国ジェイアールバス	西条線	賀茂医療センター口～呉駅間を、東広島・呉自動車道、北大新開（一部広駅も経由）経由で運行
瀬戸内産交		豊浜大橋通行規制のため、臨時ダイヤで運行
さんようバス	とびしまライナー	沖友天満宮～呉駅前間を折り返し運行 ※豊浜支所～向小市の浜間は、大浦経由で運行

生活バス

地区名	路線名	運行状況
安浦地区		臨時ダイヤで運行（小用入口行きを増便）
川尻地区		通常運行
下蒲刈地区		通常運行
倉橋地区		桂浜温泉館～西宇土間を折り返し運行 大向～重生間を電話予約によるデマンド運行
音戸地区	音戸さざなみ線	通常運行
横路地区	横路交叉点循環線	通常運行
広地区	白石白岳交叉点循環線	通常運行
昭和地区	昭和循環線北コース	通常運行
	昭和循環線中央コース	通常運行
	昭和循環線中央コース	通常運行

平成30年7月豪雨による上下水道料金等の特別免除措置等について

断水した世帯への7月分の基本料金の特別免除措置

- 1 概要 平成30年7月豪雨による断水が長期にわたったため、水道料金及び下水道使用料等の基本料金（7月分）を免除します。
- 2 免除の対象 断水が発生した全世帯を対象とします。
- 3 申請方法 申請は不要です。8月検針地区の方は9月請求分、9月検針地区の方は10月請求分にて免除します。対象の方には、通知書を郵送します。

被災された方への上下水道料金等の免除措置

- 1 概要 平成30年7月豪雨により被災された方の生活再建の支援及び負担の軽減を目的として、水道料金及び下水道使用料等について免除します。
- 2 免除の対象 平成30年7月豪雨により被災され、市町長の発行するり災証明書の交付を受けられた世帯。全壊・半壊・一部損壊及び床上・床下浸水した居住用の家屋に係る水道料金及び下水道使用料等並びに市内の転入居先における水道料金及び下水道使用料等を免除します。
- 3 免除内容
 - (1) り災日の属する1期（2か月）分に係る水道料金及び下水道使用料等
 - (2) 家屋全壊・半壊等のため市内に転入居された場合は、その転入居先における入居された日の属する期から次の期間に係る水道料金及び下水道使用料等
 - ・全壊、半壊・・・最長12期（2年）分
 - ・一部損壊、床上及び床下浸水・・・最長3期（6か月）分
- 4 申請方法 所定の申請書にり災証明書（写しでも可）を添えて申請してください。上下水道局営業課窓口（つばき会館3階西棟）又は各市民センターで受付しています。

7月にメータ検針が行えなかったお客様は、5・6月分の使用水量を昨年分の使用水量で認定させていただいています。

この度の豪雨災害により7月のメータ検針が行えなかったお客様は、5・6月分の使用水量を前年同期の使用水量で認定させていただいています。

9月検針時には、料金を精算し、過払いがあった場合は、お返しさせていただくか、9月検針分の料金に充当させていただきます。

陸上自衛隊の連絡事項

- 活動状況
給水：市内における給水計2カ所にて活動中
入浴：16時～23時の間、ホーピアクにおいてお風呂を開設
生活道路等の危険物の除去作業：天応西条地区において作業中
- 明日以降の陸上自衛隊の活動予定
上記活動を引き続き実施

